



鳥取県公報

平成 25 年 5 月 21 日 (火)
第 8 4 9 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (430) (東部振興課) 2
	建築基準法による特定工程等の指定の一部改正 (431) (住宅政策課) 2
	農業大学校における生産品の物品売払代金の徴収事務の委託 (432) (農業大学校) 3
	農業大学校における牛の物品売払代金の徴収事務の委託 (433) (〃) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (434) (農地・水保全課) 3
	基本測量の終了 (435) (技術企画課) 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (436) (西部総合事務所地域振興局) 4
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことができる病院等の指定の一部改正 (15) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (11) (教育総務課) 5
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民課) 5
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 8

告 示

鳥取県告示第430号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年7月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年5月21日

鳥取県地域振興部東部振興監東部振興課長 馬 田 浩 一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みんなの家
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
檜山 智秋
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市鹿野町鹿野2999-6
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、児童及びその保護者を対象に障害児を含む児童の健全育成を行う事業、高齢者を含む障害を持つ人とその家族を対象に生活支援を行う事業、また、障害の有無に関わらず地域住民に交流の場を提供する事業を行い、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業の変更

鳥取県告示第431号

平成22年鳥取県告示第374号（建築基準法による特定工程等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 中間検査を行う期間 平成22年7月8日から <u>平成28年6月19日</u> まで	2 中間検査を行う期間 平成22年7月8日から <u>平成25年6月19日</u> まで
3～6 略	3～6 略

鳥取県告示第432号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 5 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取中央農業協同組合
せきがね犬狹観光株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合
有限会社千疋屋

2 委託期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

鳥取県告示第433号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年 5 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

鳥取県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、仙津土地改良区の定款の変更を平成25年 5 月13日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 5 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第435号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 5 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 平成25年 3 月29日

鳥取県告示第436号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年7月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年5月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
廣田 和幸
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市東福原一丁目1-45
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、経済活動、就労、収入の増に関する事業を地域と連携して行い、障がいのある人たちの自立、社会参加及び地域を元気にすることにより、誰もが共に生き、働き「夢」を持って暮らせる地域社会づくりを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 事務所
 - (2) 目的
 - (3) 事業
 - (4) 会員の種別
 - (5) 役員の職務
 - (6) その他所要の規定の整備

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成25年5月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																					
1 略		1 略																					
2 老人ホーム		2 老人ホーム																					
<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム大山やすらぎの里</td> <td>西伯郡大山町唐王208</td> </tr> <tr> <td>ケアハウスかずき</td> <td>西伯郡大山町押平747-1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	施設名	所在地	略		特別養護老人ホーム大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王208	ケアハウスかずき	西伯郡大山町押平747-1	略			<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム大山やすらぎの里</td> <td>西伯郡大山町唐王208</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	施設名	所在地	略		特別養護老人ホーム大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王208			略		
施設名	所在地																						
略																							
特別養護老人ホーム大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王208																						
ケアハウスかずき	西伯郡大山町押平747-1																						
略																							
施設名	所在地																						
略																							
特別養護老人ホーム大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王208																						
略																							
3・4 略		3・4 略																					

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第11号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年 5 月 21 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成25年 5 月 22 日（水）午後 1 時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成26年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
 - (2) その他

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号）第39条の規定により、平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月 31 日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年 5 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他

知事（知事部局）	27	24	0	0	4	0	0	1
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	20	16	1	0	1	0	0	2
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	15	0	10	0	2	0	0	3
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	2	0	1	0	0	0	1	0
地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	64	40	12	0	7	0	1	6

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	338
知事（企業局）	0
教育委員会	2,286
警察本部長	153
人事委員会	365
病院事業管理者	0
合 計	33,142

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関（知事（知事部局及び企業局）、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件数	処 理 状 況								
	鳥取県個人情報保護審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮問	審議中	答申	認容	一部認容	棄却	却下	検討中	取下げ
0	0	0	1	0	0	1	0	0	0

(注) 不服申立ての件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、不服申立てから処理の完結までに複数年

度を要したものがあからである。

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
180	139	34	2	7	0	6	0

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	
知事（知事部局）	未来づくり推進局	7
	防災局	0
	総務部	11
	企画部	2
	文化観光局	1
	福祉保健部	13
	生活環境部	11
	商工労働部	1
	農林水産部	4
	県土整備部	17
	行政監察監	3
	会計管理者	0
	東部総合事務所	21
	八頭総合事務所	0
	中部総合事務所	18
	西部総合事務所	10
	日野総合事務所	6
小 計	125	
知事（企業局）	1	
教育委員会	32	
公安委員会	0	
警察本部長	19	
選挙管理委員会	7	
人事委員会	0	

監査委員	0
労働委員会	0
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	3
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0
公立大学法人鳥取環境大学	0
鳥取県住宅供給公社	0
鳥取県土地開発公社	0
財団法人鳥取県造林公社	0
財団法人鳥取県教育文化財団	0
一般財団法人鳥取県観光事業団	0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0
財団法人鳥取県文化振興財団	0
合 計	187

(注) 1の請求件数欄の件数と2の合計欄の件数が異なるのは、1件の請求が2つ以上の部局にまたがるものがあるからである。

3 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
2	0	0	9	0	1	7	0	0	0

(注) 不服申立ての件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、不服申立てから処理の完結までに複数年度を要したものがあるからである。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年5月21日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
3テスラ超電導磁気共鳴断層撮像装置 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成25年12月31日（火）正午
- (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法等

入札書には、(1)に掲げる物品の調達に必要な金額を記載すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (5) 平成25年5月21日(火)から同月31日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 平成25年5月21日(火)から同月31日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271(内線2209)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成25年5月21日(火)から同月28日(火)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成25年5月21日(火)から同月28日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年5月31日(金)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。)

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年5月28日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) 3T Magnetic Resonance Imaging System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 28 May, 2013

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11 : 00 AM 31 May, 2013

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 31 May, 2013

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209